

特定健康診査等実施計画



あ わ ら 市



目 次

計画作成にあたって	1
1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨	1
2 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義	1
3 特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病	2
4 計画の目標	2
5 計画の期間	2
あわら市の背景（現状と課題）	3
特定健診・特定保健指導の実施	15
1 健診・保健指導実施の基本的な考え方	15
2 目標値の設定	15
3 特定健康診査の実施	16
4 特定保健指導の実施	17
5 外部委託の考え方	19
6 代行機関	19
7 年間スケジュール	20
事業推進のための方策	20
1 特定健康診査等実施率向上	20
2 地域等と連携した健康づくり支援	20
個人情報保護の保護対策	21
1 個人情報の保護	21
2 特定健康診査等データ管理について	21
3 保管等に関する外部委託	21
計画の公表・周知	21
1 特定健康診査等実施計画の公表と周知の方法	21
2 特定健康診査等実施の普及啓発の方法	21
評価・見直し	22
1 評価方法	22
2 推進体制	22
3 実施計画の見直しに関する考え方	22

計画作成にあたって

1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨

健診等の保健事業については、現在、老人保健法や医療保険各法に基づいて市町村、企業、医療保険者によって実施されているが、各健診の役割分担が不明確であり、受診者に対するフォローアップが不十分であるとの指摘がされています。

このため、健診・保健指導については、

適切に実施することにより、将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵をうけること

医療費のデータと健診・保健指導のデータを突合することができ、より効果的な方法等を分析できること

対象者の把握を行いやすいこと

から、保険者が実施主体となることにより、被保険者だけでなく、従来手薄だった被扶養者に対する健診も充実し、健診受診率の向上が見込まれるほか、十分なフォローアップ（保健指導）も期待できることから、保険者にその実施が義務付けられたものです。

上記の趣旨により、あわら市は「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成20年度から糖尿病の生活習慣病に着目した健診及び保健指導（以下それぞれ「特定健診」、「特定保健指導」という。）を行います。

2 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

平成17年4月に、日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

すなわち、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能であるという考え方です。

内臓脂肪症候群（以下「メタボリックシンドローム」という）の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心血管疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると考えられます。

3 特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病

市民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等（以下「糖尿病等」という。）の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るといった経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善により、若い時からの糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、この結果、市民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念に基づき、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となるため、特定健康診査・保健指導の対象となる生活習慣病は、メタボリックシンドロームの該当者・予備群とします。

4 計画の目標

この計画の実行により、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を平成27年度までに25%減少することを目標とします。

5 計画の期間

この計画は5年を一期とし、第1期は平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。

あわら市の背景

1 あわら市の概況

本市は、福井県の最北端に位置し、面積は116.99平方kmで、地形は北部の丘陵地、南西部の平坦地、東部の山岳地帯と大きく3つに分かれており、南北に北潟湖が横たわり、東西には竹田川が流れています。

平成19年12月1日の総人口は、31,480人 総世帯数は、10,230世帯です。

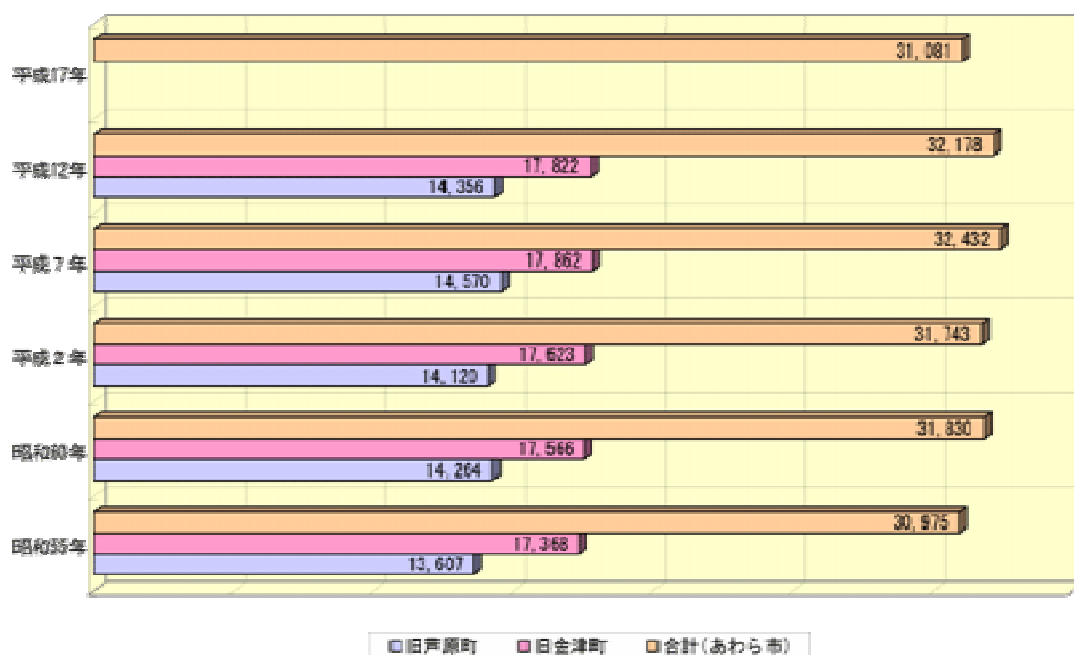
人口は平成7年をピークに減少傾向が続いています。世帯数は、核家族化を背景に増加傾向となっています。

総人口・世帯数の推移

(人、世帯)

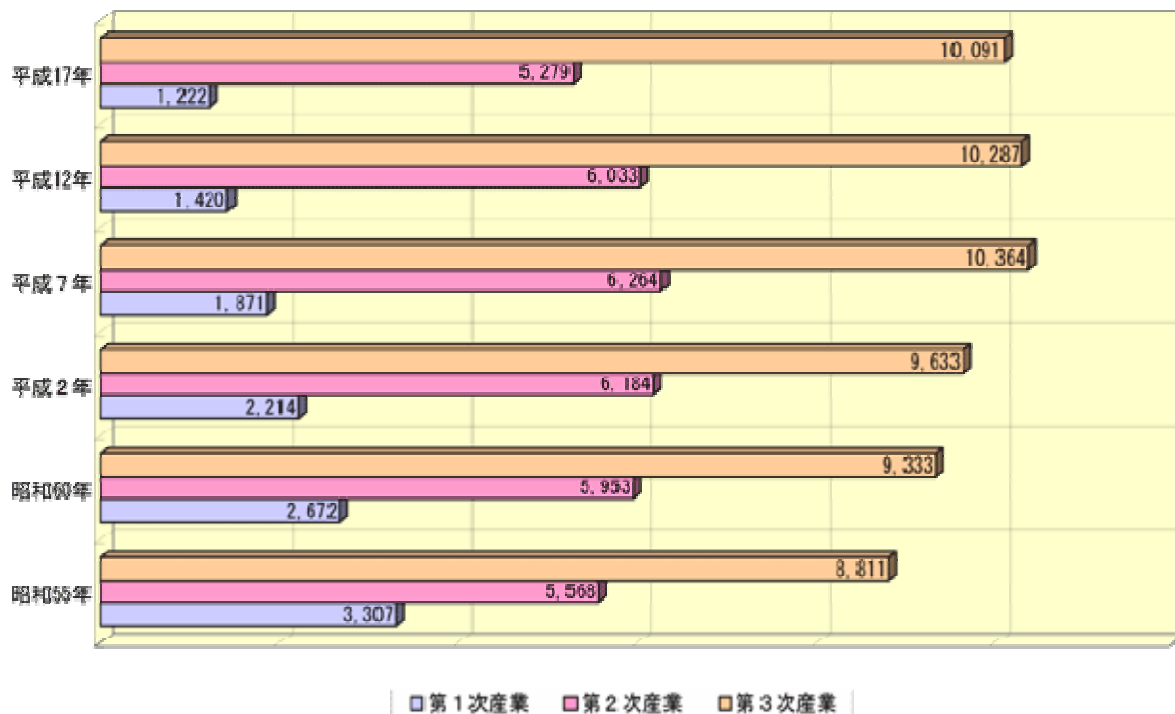
項目	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	30,975	31,830	31,743	32,432	32,178	31,080
世帯数	8,180	8,588	8,708	9,317	9,562	9,647

国勢調査人口の推移



平成17年の就業人口は16,592人で、総人口の53.4%となっています。

国勢調査産業別就業者数の推移



2 国保被保険者の概況

(1) 国保の加入状況

平成19年5月1日現在、被保険者数10,762人で、人口の34.6%が国民健康保険に加入しています。特に、70歳代の加入率が高く7割強を占め、次いで60歳代の加入率が高くなっています。

年代	合 計			男 性			女 性		
	総数	国保被 保険者 数	加入率 (%)	総数	国保被 保険者 数	加入率 (%)	総数	国保被 保険者 数	加入率 (%)
20歳代	3,285	592	18.0	1,645	317	19.3	1,640	275	16.8
30歳代	3,582	611	17.1	1,784	312	17.5	1,798	299	16.6
40歳代	3,831	644	16.8	1,849	327	17.7	1,982	317	16.0
50歳代	5,011	1,308	26.1	2,477	595	24.0	2,534	713	28.1
60歳代	3,775	2,421	64.1	1,791	1,091	60.9	1,984	1,330	67.0
70歳代	3,588	2,725	75.9	1,523	1,243	81.6	2,065	1,482	71.8
80歳以上	2,240	1,554	69.4	701	528	75.3	1,539	1,026	66.7

(2) 医療費の状況

生活習慣病疾患別の医療費

国保医療費の入院医療費と入院外医療費の生活習慣病疾患別の状況をみると、各年とも高血圧性疾患、糖尿病、脳梗塞が上位疾患に挙げられます。

国保医療費（入院・入院外）の状況

あわら市国保加入者の入院と外来医療費 各年5月 (円)

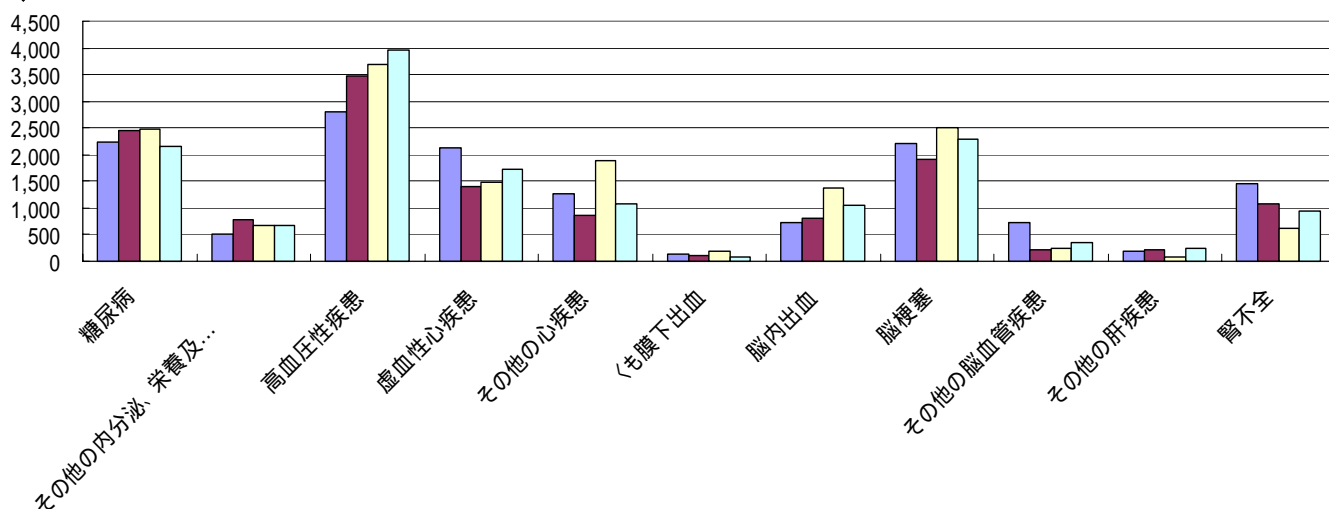
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全疾病	347,176,250	347,548,330	379,001,040	384,688,700
糖尿病	22,342,020	24,456,580	24,884,310	21,457,640
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	5,165,640	7,798,890	6,797,890	6,848,180
高血圧性疾患	27,943,040	34,794,100	36,820,980	39,613,420
虚血性心疾患	21,259,060	14,104,120	14,906,530	17,352,590
その他の心疾患	12,743,900	8,609,120	18,949,010	10,793,080
くも膜下出血	1,339,020	965,120	1,891,030	847,060
脳内出血	7,391,310	8,196,050	13,784,540	10,481,900
脳梗塞	22,161,620	19,235,260	24,969,260	23,010,680
その他の脳血管疾患	7,171,400	2,106,890	2,420,920	3,566,810
その他の肝疾患	1,925,410	2,142,520	806,690	2,408,830
腎不全	14,660,840	10,681,330	6,277,840	9,477,160

国保医療費（入院・入院外）の推移

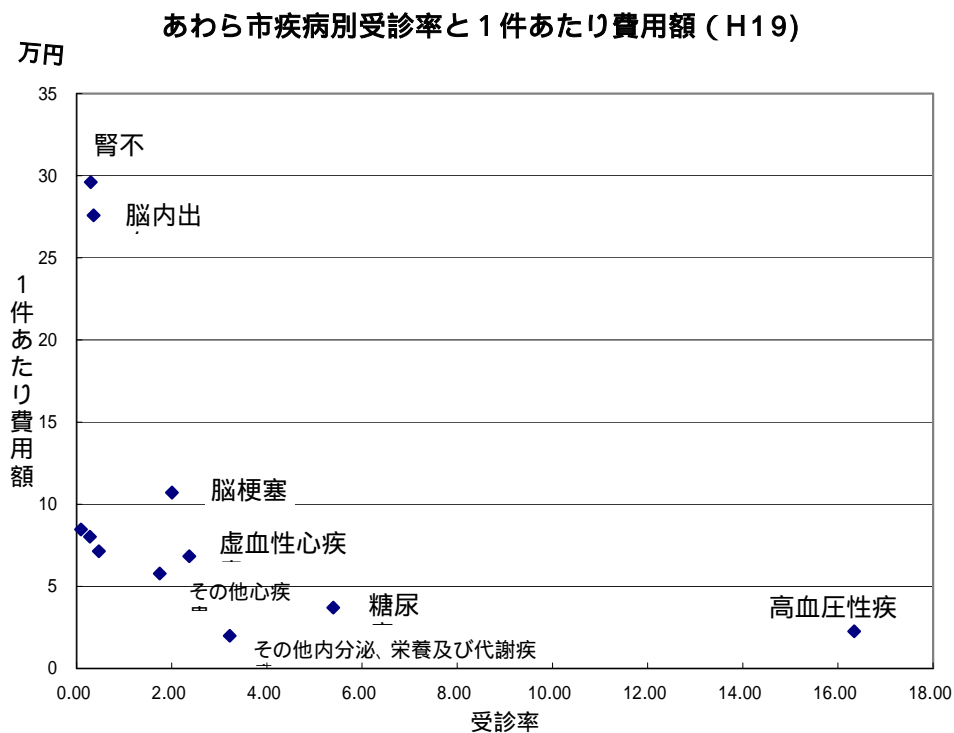
あわら市国保加入者の入院と外来医療費 各年5月

■平成16年 ■平成17年 □平成18年 □平成19年

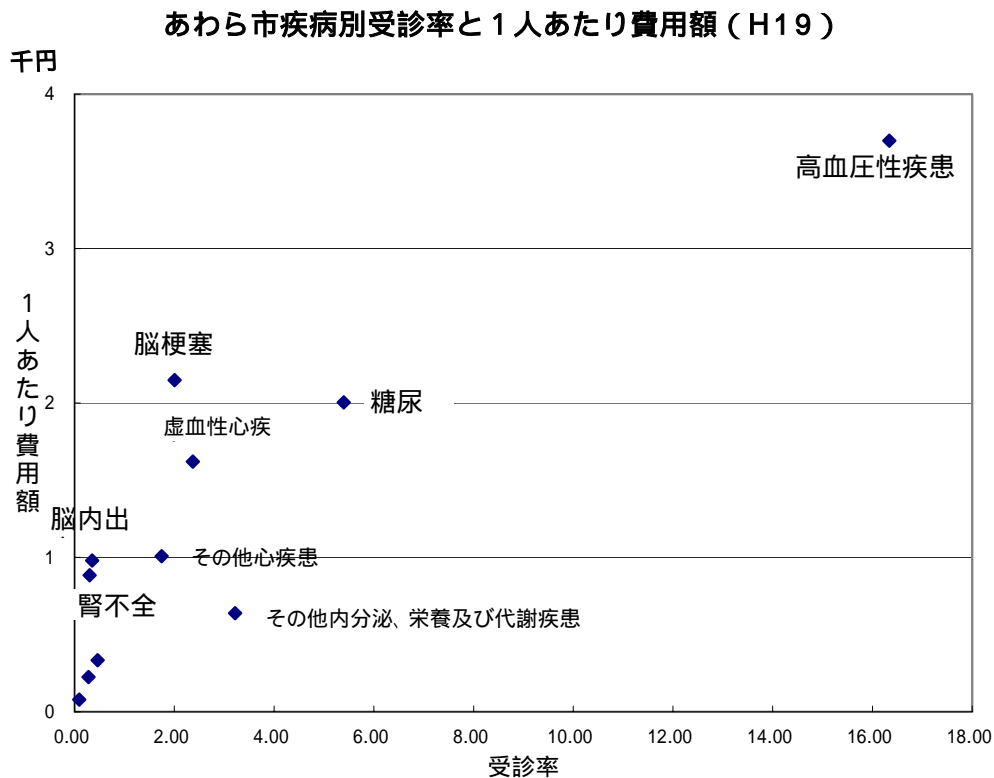
万円



国保医療費疾患別受診率と一件あたり医療費（平成19年）



国保医療費疾患別受診率と一人あたり医療費（平成19年）



あわら市では、受診率は高くありませんが、1件あたりの医療費が高い疾患は脳内出血、くも膜下出血、腎不全です。

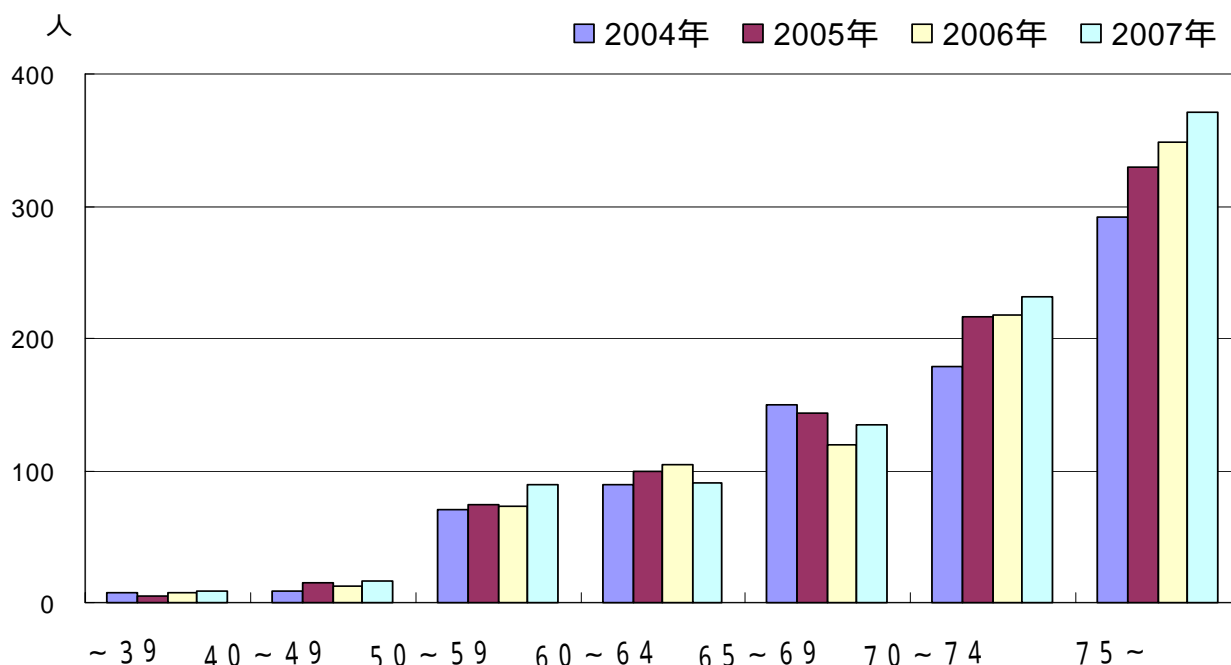
受診率は高いですが、1件あたりの医療費は他より低いのは高血圧性疾患となっています。

また、受診率と一人あたりの費用額では高血圧性疾患、糖尿病が高くなっています。

あわら市国保医療費高血圧性疾患年齢階級別受診者数

年齢階層	2004年	2005年	2006年	2007年
～39	7	5	8	9
40～49	9	15	13	16
50～59	71	74	73	89
60～64	89	100	105	90
65～69	150	144	120	134
70～74	178	216	218	231
75～	292	330	348	371
合計	796	884	885	940

あわら市国保医療費高血圧性疾患年齢階級別受診者数

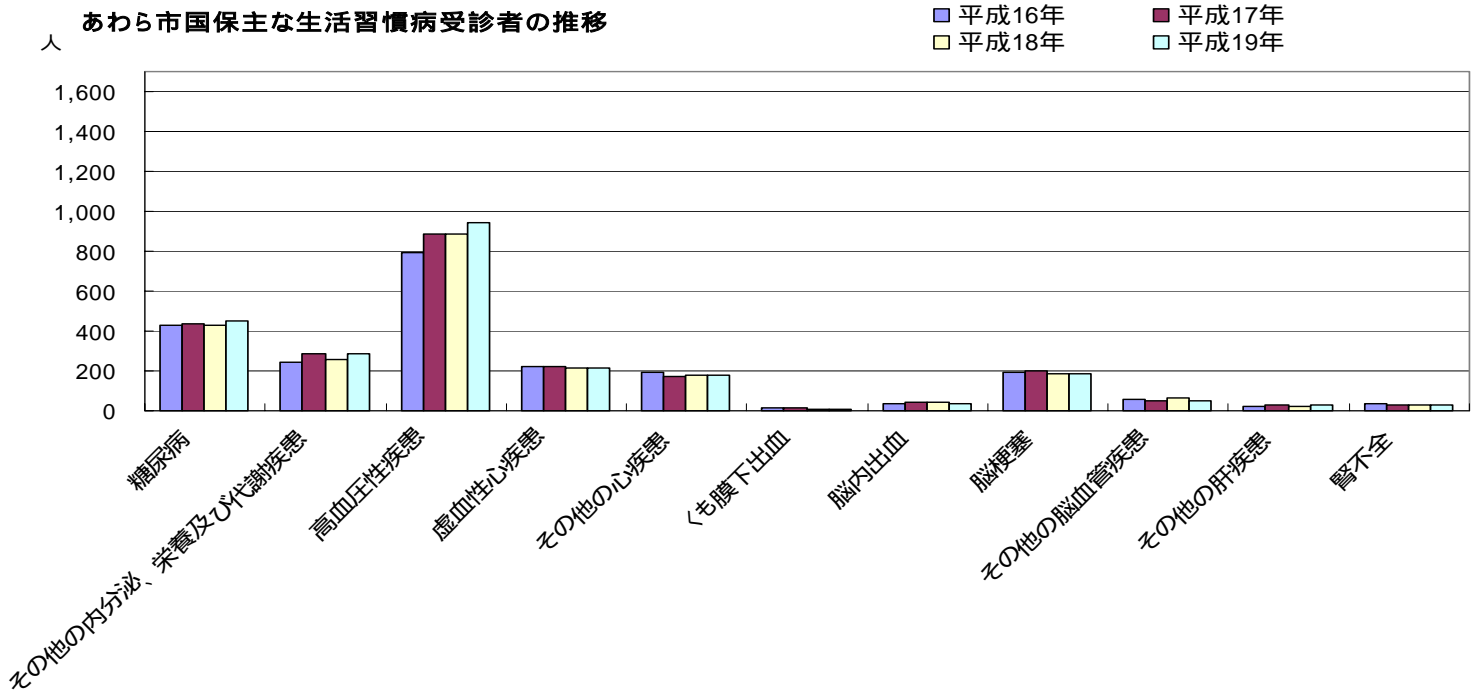


高血圧性疾患年齢階級別受診者の年次推移を見ると、高齢になるほど受診者数は増加しています。

(2) 生活習慣病の状況

国保受診者数の状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全疾病	9,618	10,199	10,035	10,329
糖尿病	430	437	430	449
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	242	286	255	289
高血圧性疾患	796	884	885	940
虚血性心疾患	220	220	214	215
その他の心疾患	191	170	181	175
くも膜下出血	12	11	8	10
脳内出血	39	42	40	38
脳梗塞	190	202	188	184
その他の脳血管疾患	58	51	61	48
その他の肝疾患	23	31	18	30
腎不全	35	27	28	31



疾病別受診者数の平成16年から平成19年の4年間の推移をみると、総数が年々増加しています。

主な生活習慣病では、糖尿病、その他の内分泌、栄養及び代謝疾患、高血圧性疾患で年々増加しており、特に高血圧性疾患の増加が著しいです。

3 死亡の状況

あわら市における死亡の現状を、死因別死亡数で見ると男女ともに第1位は悪性新生物、第2位は心疾患となっており、第3位は男性が脳血管疾患、女性が肺炎となっています。この状況は管内、福井県、全国の状況とほぼ同様です。

死因別状況

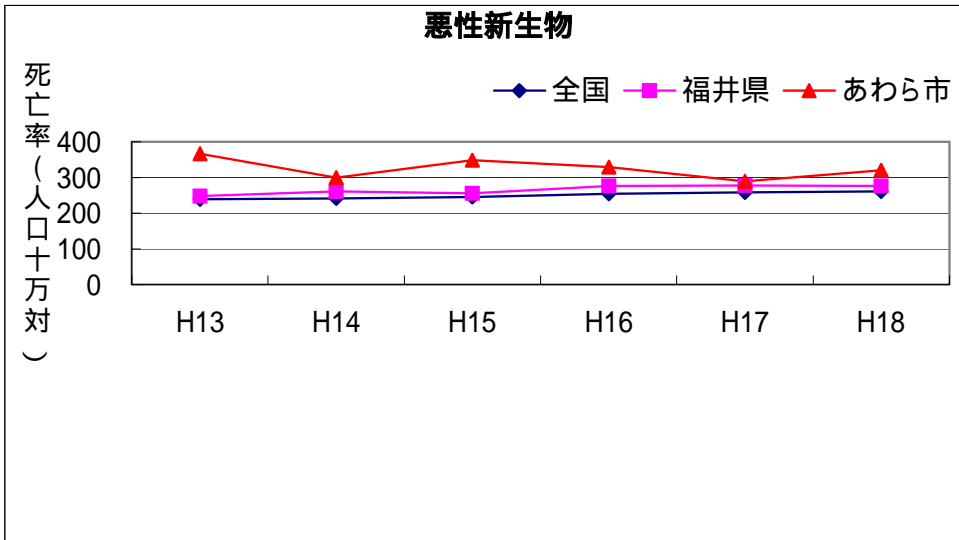
(平成18年 単位：人)

男性	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	その他	計
全 国	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	自殺	肝疾患	慢性閉塞性肺疾患		
	198,052	82,811	61,348	56,572	23,329	21,419	10,999	10,904	115,936	581,370
福井県	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	その他呼吸器系の疾患	自殺	慢性閉塞性肺疾患		
	1,280	632	430	411	200	140	130	105	661	3,989
管内計	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	その他呼吸器系の疾患	慢性閉塞性肺疾患	自殺		
	181	101	66	55	37	20	18	9	78	565
あわら市	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患				
	56	33	21	19	9	5			33	176

女性	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	その他	計
全 国	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	腎不全	自殺		
	131,262	90,213	66,920	50,670	20,892	14,941	11,444	8,502	108,236	503,080
福井県	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰	不慮の事故	その他呼吸器系の疾患	腎不全		
	955	685	499	405	156	142	102	90	702	3,736
管内計	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	老衰	腎不全	高血圧性疾患		
	145	104	67	60	20	15	11	9	100	531
あわら市	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	老衰	腎不全	その他呼吸器系の疾患		
	42	30	19	16	8	7	3	3	29	157

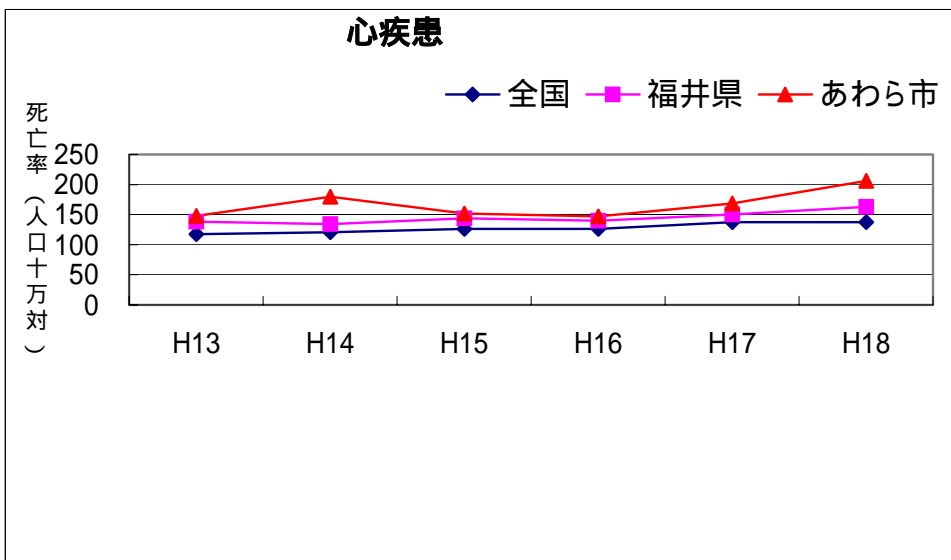
悪性新生物

率人口 10 万対	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全国	238.8	241.7	245.4	253.9	258.3	261.0
福井県	248.0	260.4	255.6	275.8	276.8	276.6
あわら市	367.0	299.0	348.0	329.1	289.0	320.5



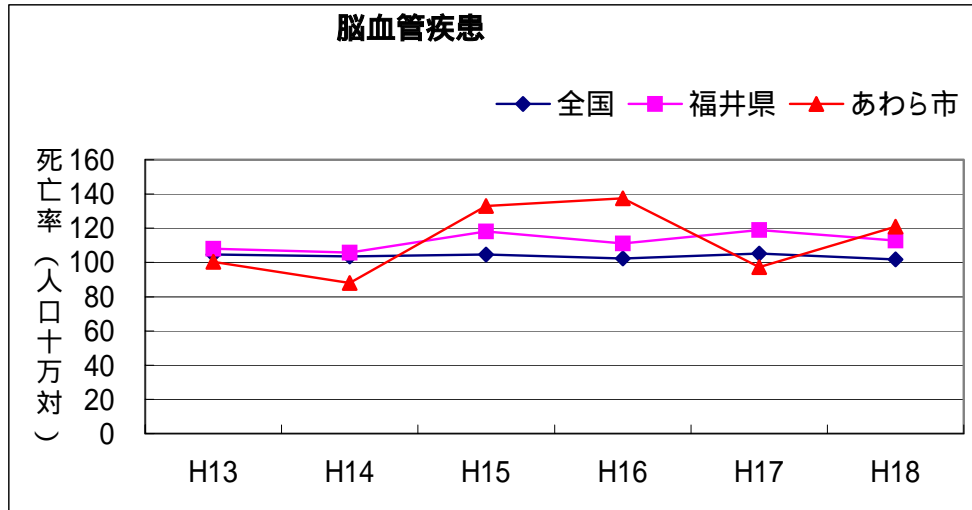
心疾患

率人口 10 万対	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全国	117.8	121.0	126.5	126.5	137.2	137.2
福井県	138.5	134.5	143.5	140.0	149.9	163.0
あわら市	147.4	179.4	151.8	147.0	168.8	206.0



脳血管疾患

率人口 10 万対	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全国	104.7	103.4	104.7	102.3	105.3	101.7
福井県	107.9	105.7	118.1	111.2	118.9	112.6
あわら市	100.4	88.1	132.9	137.4	97.4	121.0



主要死因別死亡率（人口十萬対）の平成 13 年から平成 18 年 6 年間の推移を見ると、各年毎では変動がありますが、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で全国、福井県より高くなっている現状です。

4 疾病別受療の状況

受療率(人口10万対) 平成9年福井県患者調査

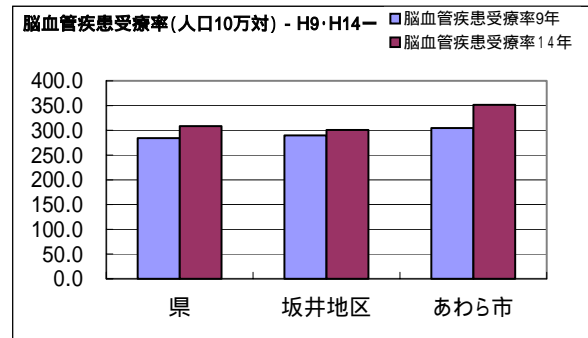
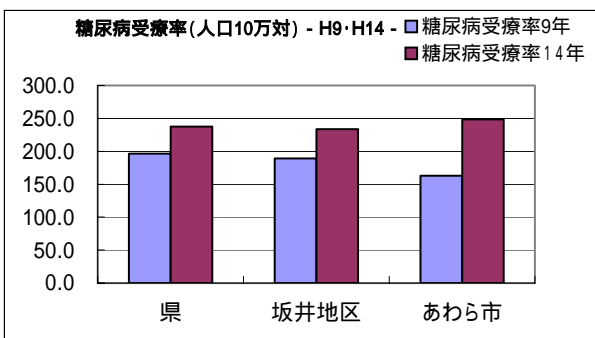
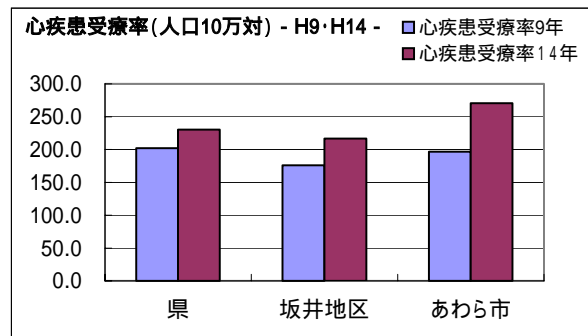
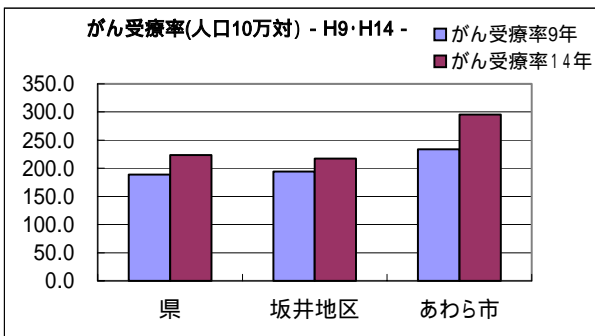
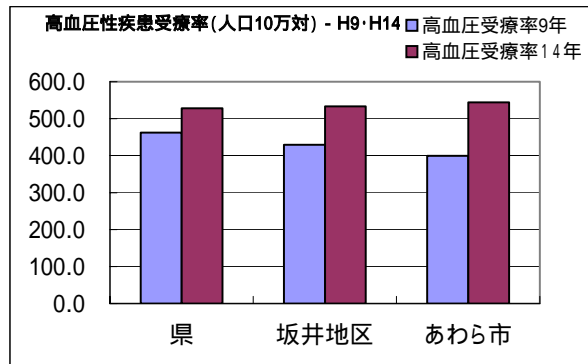
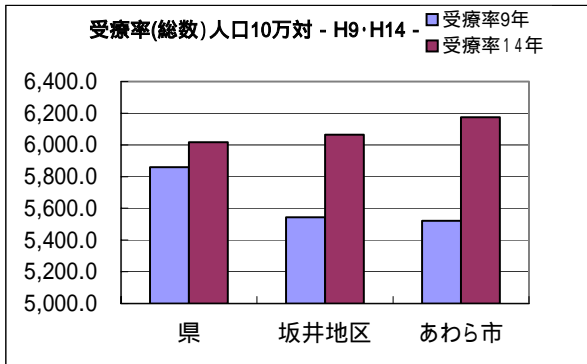
	県	坂井地区	あわら市
受療率	5,860.0	5,542.5	5,521.6
がん受療率	188.7	194.2	233.7
糖尿病受療率	196.4	189.2	162.9
高血圧受療率	462.3	429.8	399.7
心疾患受療率	202.0	175.9	196.8
脳血管疾患受療率	284.5	289.6	304.4

受療率(人口10万対) 平成14年福井県患者調査

	県	坂井地区	あわら市
受療率	6,016.9	6,064.0	6,175.0
がん受療率	223.2	217.3	295.2
糖尿病受療率	237.5	233.5	248.6
高血圧受療率	527.9	533.4	543.8
心疾患受療率	230.2	216.5	270.4
脳血管疾患受療率	308.3	300.8	351.2

福井県患者調査からみた受療率の平成9年と平成14年の変化をみると、全体の受療率、疾患別では、がん、糖尿病、高血圧、心疾患、脳血管疾患ともに14年の方が高くなっている。特に、高血圧、糖尿病、心疾患で増加している。

$$\text{受療率 (人口10万)} = \frac{\text{患者数}}{\text{人口}} \times 100,000$$



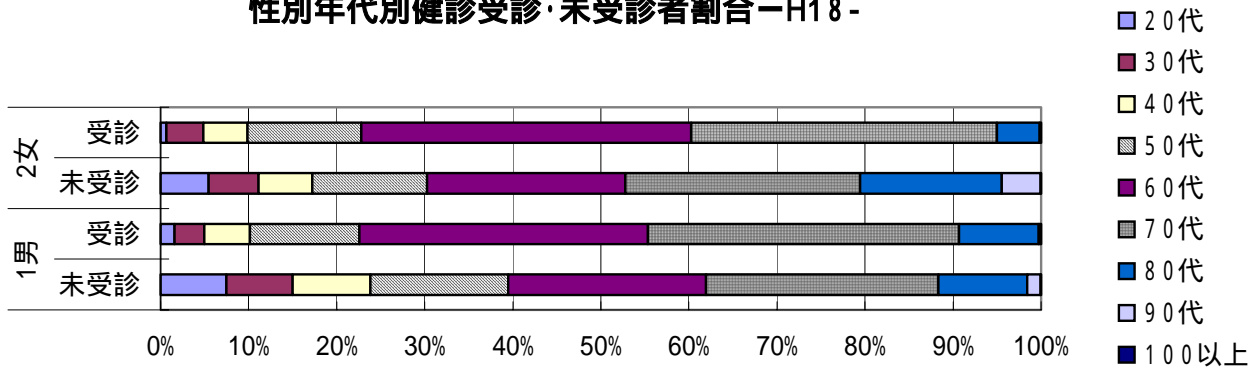
5 基本健康診査の結果

平成18年度の国保加入者に対する受診率はどの年代においても、1割前後と低いです。また、男女ともに低い状況です。

平成18年度国保加入者あわら市民健診受診状況

性別	受診有無	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100以上	総計
1男	未受診	317	322	375	668	957	1,122	430	66	2	4,259
	受診	6	13	20	48	126	136	35	1		385
2女	未受診	260	269	288	619	1,069	1,267	764	208	3	4,747
	受診	4	26	31	80	232	215	30	1		619
計	未受診	577	591	663	1,287	2,026	2,389	1,194	274	5	9,006
	受診	10	39	51	128	358	351	65	2	0	1,004
総計		587	630	714	1,415	2,384	2,740	1,259	276	5	10,010

性別年代別健診受診・未受診者割合－H18－



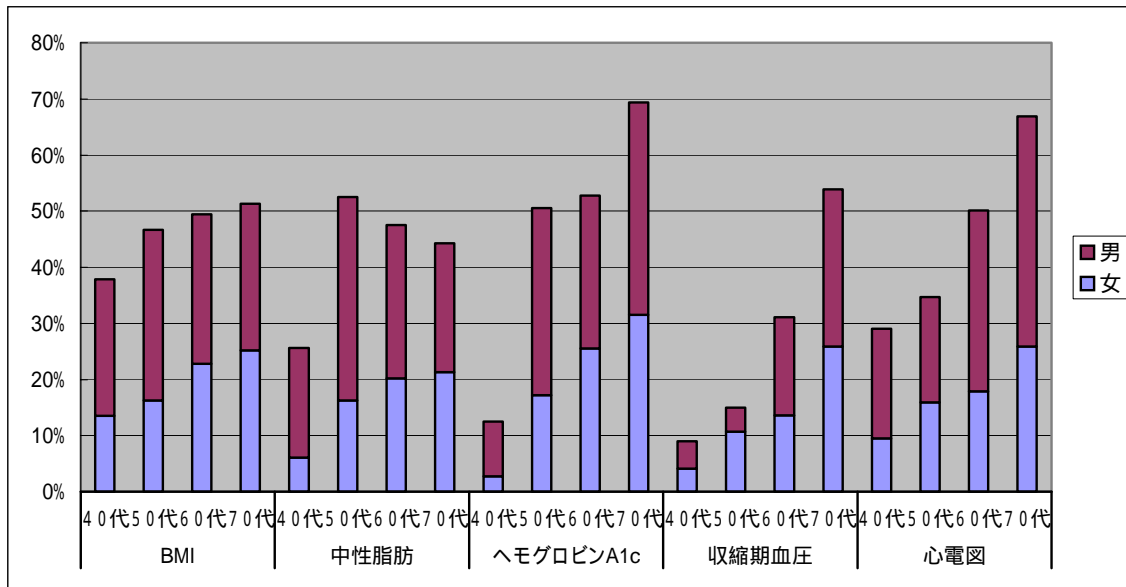
平成18年市民健診有所見者状況(年代・性別)

		受診者数	BMI 25以上		摂取エネルギー の過剰		血管を傷つける				臓器障害	
			数	割合	中性脂肪		HbA1c		収縮期 高血圧		心電図	
					数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
あわら市	40代	189	30	16	17	9.0	8	4.2	8	4.2	22	11.64
	50代	302	59	20	63	20.9	63	20.9	28	9.3	50	16.56
	60代	445	107	24.0	100	22.5	116	26.1	66	14.8	100	22.47
	70代	447	114	26	98	21.9	151	33.8	119	26.6	140	31.32
	合計	1,383	310	22	278	20	338	24	221	16	312	22.56

男	40代	41	10	24.4	8	19.5	4	9.8	2	4.9	8	19.51
	50代	69	21	30.4	25	36.2	23	33.3	3	4.3	13	18.84
	60代	143	38	26.6	39	27.3	39	27.3	25	17.5	46	32.17
	70代	161	42	26.1	37	23.0	61	37.9	45	28.0	66	40.99
	合計	414	111	26.8	109	26.3	127	30.7	75	18.1	133	32.13

女	40代	148	20	14	9	6.1	4	2.7	6	4.1	14	9.459
	50代	233	38	16	38	16.3	40	17.2	25	10.7	37	15.88
	60代	302	69	23	61	20.2	77	25.5	41	13.6	54	17.88
	70代	286	72	25	61	21.3	90	31.5	74	25.9	74	25.87
	合計	969	199	21	169	17.4	211	21.8	146	15.1	179	18.47

平成18年基本健康診査の結果を見ると、有所見者数が最も多い検査項目は糖尿病検査のヘモグロビンA1cで、次いで心電図検査、BMI検査となっています。各検査ともに50歳を境に増えてきており、男性の有所見者の割合が高くなっています。



6 現状と課題のまとめ

- (1) 生活習慣病疾患別の医療費、受診率および県患者調査での受療率のいずれにおいても、高血圧性疾患、糖尿病、心疾患で、県平均と比較すると高くなっています。これら生活習慣病の発症や進行には、食習慣、運動習慣、喫煙などの生活習慣が深く関わっていることから、生活習慣改善に向けた、積極的な予防を重視した対策が必要です。
- (2) 受診率は高くありませんが、1件あたりの医療費が高い疾患は脳内出血、腎不全で、高血圧性疾患、糖尿病などが基礎疾患となっている割合も多くみられます。生活習慣改善に加え、服薬によるコントロールが不可欠な場合がありますのでかかりつけ医との連携強化など、重症化予防対策が必要です。
- (3) 現在、生活習慣病の二次予防（健診）は、老人保健事業による基本健康診査、国保加入者対象の人間ドック、職域での健診など、様々な機会を利用して実施されていますが、市での基本健康診査の受診率は低率です。生活習慣病の早期発見・早期治療に向けた、特定健康診査の受診率向上対策が必要です。
- (4) 基本健康診査の結果、50歳を境に有所見者の割合が高くなっていますので、若い世代への生活習慣改善指導の強化が重要です。

特定健診・特定保健指導の実施

1 健診・保健指導実施の基本的考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特にメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、的確に抽出するために実施するものです。

特定保健指導とは、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対して、毎年度、計画的に実施する動機づけ支援・積極的支援をいいます。

特定保健指導は、対象者が自らの特定健康診査の結果を理解して、体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、それを実践できるように支援することにより、生活習慣病を予防することを目的に実施するものです。

2 目標値の設定

国の基本方針が示す参酌標準に即し、計画期間の最終年度である平成24年度数値目標を下記のとおり設定します。

特定健康診査実施率 65%

特定保健指導実施率 45% (動機づけ支援と積極的支援を合わせた実施率)

メタボリックシンドローム該当者・予備群の平成20年度比減少率 10%

(1) 特定健康診査の実施率

(人)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者数 (40～74歳)	5,635	5,513	5,382	5,524	5,129
目標実施率	20%	30%	40%	50%	65%
受診見込者数	1,127	1,654	2,153	2,627	3,334

(2) 特定保健指導の実施率

(人)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象見込者数	281	412	536	654	830
目標実施率	25%	30%	35%	40%	45%
実施見込者数	70	124	188	262	374

(3) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減少率(平成20年度比)					10.0%

3 特定健康診査の実施

- (1) 実施時期
 - 個別健診 6月～2月
 - 集団健診 市が指定する期間
- (2) 実施場所
 - 個別健診 市が指定する実施医療機関等
 - 集団健診 市内の公共施設等
- (3) 対象者
 - あわら市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人
(ただし、妊婦・長期入院者・海外在住者・その他国が定める人は除く)
- (4) 案内方法
 - 特定健康診査受診券、問診票、案内などを同封して郵送
- (5) 健康診査の項目
 - ・基本的な検査項目
 - 診察 質問(問診)
 - 計測 身長・体重・BMI・腹囲
 - 理学的所見(身体診察)・血圧
 - 脂質 中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール
 - 肝機能 GOT・GPT・ γ -GTP
 - 代謝系 ヘモグロビンA1c・尿糖
 - 腎機能 尿蛋白
 - ・心血管系予防のために国が示す詳細な検査項目の内、次の検査を追加
心電図検査、貧血検査(ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球)、血清クレアチニン
- (6) 受診方法
 - 被保険者は、受診券・健康保険証を提出して集団健診または個別健診および人間ドックのいずれかを受診
- (7) 自己負担額
 - 特定健康診査受診券に記載
- (8) 結果判定と通知
 - 健診の結果は、共通のデータ基準により判定し、本人にお知らせします。結果には、「メタボリックシンドローム判定」の欄に、基準該当・予備群該当・非該当・判定不能のいずれかを明示し、医療機関を受診する必要性のある場合は、その旨を記載

4 特定保健指導の実施

(1) 実施時期

平成20年9月以降

(人間ドック受診者は、平成20年6月以降)

(2) 実施場所

あわら市保健センター等

(3) 対象者

特定健康診査の結果、腹囲が男性では85cm以上、女性では90cm以上の人又は腹囲ではなく、BMIが25以上の人で、血糖(HbA1c5.2%以上) 脂質(中性脂肪150mg/dl以上、HDLコレステロール40mg/dl未満) 血圧(収縮期130mmHg、拡張期85mmHg以上)に該当する人で、追加リスクの多少と喫煙歴の有無により選定し、動機づけ支援か積極的支援にわけます。

なお、質問票で把握した服薬中の方は、医療機関において継続的な医学的管理の一環として行われることが適当であるため、特定保健指導の対象としません。

特定保健指導を効果的・効率的に実施するため、優先基準項目から対象者を抽出して、特定保健指導の対象者とします。

また、2年目以降は次の項目を優先基準項目に加えます。

- ・ 新規に保健指導対象者となった人
- ・ 前年度、保健指導の対象だったが、保健指導を受けなかった人
- ・ 保健指導の支援レベルが悪化した人

動機づけ支援・積極的支援の選定基準

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象者	
	血糖	脂質	血圧		40～64歳	65～74歳
男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	2つ以上該当			-	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当			あり		
				なし		
上記以外で BMI 25 以上	3つ該当			-	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当			あり		
				なし		
	1つ該当			-		

(注) 喫煙歴の-欄は、判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

優先基準項目

選択項目	優先基準	理由
健診項目	HbA1cの異常	糖尿病による標準化死亡比が高く、生活習慣病の基礎疾患となっている割合も高い。早期に保健指導を実施すれば、改善・悪化防止効果が期待される。

健診項目	血圧の異常	生活習慣病の中で最も受診件数が多く、高額の医療費がかかっている。早期に保健指導を実施すれば、改善・悪化防止効果が期待される。
年齢	若い年代 (40・50歳代)	40歳から50歳にかけて各種検査値の悪化がみられる。また、50歳代の異常者の割合が高率となるため、若い年代に指導を行うのが効果的である。
生活習慣改善の必要性	生活習慣改善の必要性の高い人	問診票より把握し、生活習慣改善の必要性が高い人に実施するのが、効果的である。
行動変容ステージ	準備期・実行期のある人	問診票より把握し、行動変容ステージ準備期・実行期の人から実施するのが効果的・効率的である。
保健指導の利用希望	利用希望のある人	問診票より把握し、指導希望のある人から実施するのが効果的・効率的である。

(4) 案内方法

特定健康診査結果通知と共に保健指導案内を同封して郵送

(人間ドック受診者においては、人間ドック受診医療機関で実施する)

(5) 保健指導の内容

支援レベル	支援時期・頻度	保健指導内容
情報提供	・健診受診者全員に、健診結果と同時に実施する。	・生活習慣やその他、改善に関する基本的な情報を提供する。
動機づけ支援	・原則1回の面接で、集団又は個別支援を実施する。	・生活習慣改善のために個別の行動計画を設定し、自主的な取り組みを継続的に行えるよう動機づけを支援する。 ・評価は、目標設定から6ヶ月後に面接や通信等を利用して行う。
積極的支援	・初回は面接で、集団又は個別支援を実施する。 ・3ヶ月以上の継続的な支援を、面接や通信等を利用して実施する。	・初回支援は、生活習慣改善のために個別の行動計画を設定し、自主的な取り組みを継続的に行えるよう支援する。 ・以降、継続的に支援し、また、その生活が続けられるようにサポートする。 ・評価は、目標設定から6ヶ月以上経過後に面接や通信等を利用して行う。

(6)自己負担額

決定通知に記載

5 外部委託の考え方

特定健康診査及び特定保健指導は、外部委託で実施
被保険者の利便性を考慮した対応と質の確保を維持するため、「特定健診
及び特定保健指導の実施に関する基準（仮称）」（省令案）を遵守

【委託基準】

- ・ 人員に関する基準
- ・ 施設又は設備に関する基準
- ・ 精度管理に関する基準
- ・ 健診結果等の情報の取扱いに関する基準
- ・ 運営等に関する基準

6 代行機関

特定健康診査・特定保健指導の実施に関し、決済やデータ管理業務等を委託する代
行機関を利用します。

【代行機関名】 福井県国民健康保険団体連合会

【所在地】 福井県福井市西開発4丁目202-1

【委託業務内容】

ア 費用決済処理業務

契約情報管理業務 委託情報管理

費用決済業務

点検・資格確認・費用決済処理・支払代行

イ 共同処理業務

実施計画策定支援業務

各種統計作成、実施計画策定のための資料作成

特定健康診査業務

健診データ管理、階層化・保健指導対象者抽出

特定保健指導業務

保健指導データ管理

評価・報告業務

評価・報告、健診結果等分析

ウ マスタ管理業務

健診等機関マスタ管理、被保険者マスタ管理、保険者マスタ管理、金融機
関マスタ管理

7 年間スケジュール

年 度	平成20年度				平成21年度	
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
健 診 案 内	■	■			■	
個別健診の実施	■				■	
集団健診の実施	■				■	
結 果 の 通 知		■			■	
保健指導の案内		■		■		■
保健指導の実施		■			■	
事 業 評 価	■					

事業推進のための方策

1. 特定健康診査等実施率向上

(1) 実施医療機関（かかりつけ医）との連携

特定健康診査を受けていない被保険者に対して受診勧奨を行います。

また特定健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている被保険者の医療機関における医学的管理など、医療機関（かかりつけ医）との連携をはかります。

(2) 事業主健診等受診者の対応

労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる健診を受け、その後、あわら市国民健康保険に加入した場合は、その健康診断の結果を本市が受け取り、対象者に特定保健指導を行います。そのため、健診データを授受する体制整備に努めます。

(3) 外国人に対する案内の充実

特定健康診査等の内容を理解できるように、わかりやすく伝える工夫を検討します。

(4) 特定健康診査等未受診者に対する取り組み

被保険者が、特定健康診査等を受けやすいように、日程・会場・方法などを検討します。また複数年にわたる未受診者に対しては、個別の受診勧奨を行います。

2. 地域等と連携した健康づくり支援

(1) 健康づくりに関する普及啓発

喫煙・運動・食生活・飲酒・休養など、生活習慣に関する正しい知識の普及を行います。

(2) 身近な健康づくり活動の推進

衛生部門と連携して、地域の関係機関、社会資源等と協力し、身近なところで健康づくり活動ができるような環境整備を推進します。

個人情報の保護対策

1. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等)、あわら市個人情報保護条例等を遵守するものとします。

健診・保健指導データの電子媒体による保管等については、「医療情報システムの完全管理に関するガイドライン」を遵守します。

2. 特定健康診査等データ管理について

特定健康診査等の情報は、福井坂井地区広域圏事務組合の「健康管理システム」において管理します。

代行機関による外部委託管理は5年間に限られるため、異動の多い被保険者の情報などを、本市の固有番号と結びつけて管理します。

3. 保管等に関する外部委託

福井県国民健康保険団体連合会に、保管等に関する外部委託を行います。

委託に関しては、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)、「あわら市個人情報保護条例」を遵守する契約を締結し、個人情報を適切に取り扱うこととします。

計画の公表・周知

1. 特定健康診査等実施計画の公表と周知の方法

計画の公表は、あわら市ホームページで公表するほか、あわら市広報等に掲載して広く市民に周知します。

また、計画の内容に変更が生じた場合は、これを公表します。

2. 特定健康診査等実施の普及啓発の方法

あわら市広報に掲載する他、40歳から74歳までの被保険者に案内を郵送します。また、関係機関や関係団体の協力をいただき、普及啓発をします。

評価・見直し

1. 評価方法

成果指標の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者・予備群の減少率について、第1期最終年度（平成24年度）に評価します。

また、下記の評価内容により実施状況等を年度毎評価します。

評価内容

項目	短期(年度)	中・長期(3～5年)
特定健康診査の受診者 特定保健指導の利用者	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善（喫煙・食事・運動） 個人目標（腹囲・体重）の達成率 	<ul style="list-style-type: none"> 年代別・性別の肥満割合 HbA1c5.2%以上の人の割合 血圧が受診勧奨判定値以上の人の割合 喫煙率 特定保健指導利用者の健診結果の状況と改善効果の継続状況 プログラム終了後の継続支援体制
被保険者全体	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査実施率 	<ul style="list-style-type: none"> 一人あたり医療費の減少 生活習慣病の受診件数、医療費の傾向 人工透析の受療増加率の減少 糖尿病受診率及び1件あたり費用額の減少
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> プログラム内容 サービス提供体制（支援内容の質・人員数等） 安全管理 広報周知の効果 特定健康診査等に対する満足度 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査後、要受診者の受診割合 事業主健診等健診情報の提供率の伸び 費用対効果の分析

2. 推進体制

庁内関係各課と連携を図り、企画・実施・評価の協働体制の構築を推進する。

また、「あわらし総合推進計画」及び「あわらし地域福祉計画」との整合性を図りながら、連携して推進する。

3. 実施計画の見直しに関する考え方

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条1項により5年ごとに見直しをする。

また、5年以内であっても必要に応じて、計画を見直すよう柔軟に対応する。